



鹿勞発基0707第1号
令和2年7月7日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長
小林 剛 印

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



鹿労発基 0728 第 1 号
令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長
小林 剛



鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 10 日付けをもって申出代表者京セラ労働組合国分支部支部長堀雄一及び
パナソニックデバイス SUNX 九州労働組合執行委員長坂口浩太郎から最低賃金法（昭和
34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児
島労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



鹿労発基 0728 第 2 号
令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長
小林 剛

印

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 15 日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡
会議長吉海江俊也から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づ
き、別添のとおり鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低
賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、そ
の必要性の有無について、貴会の意見を求める。



鹿労発基 0825 第 1 号
令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長
小林 剛

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び全国自動車交通労働組合総連合会から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。



鹿労発基 0825 第 2 号
令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長
小林 剛 印

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）